

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 27 年 1 2 月 2 5 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 30 号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和 51 年瀬戸市規
則第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認書類)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定め る書類（以下「本人確認書類」という。）は、 次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システ ム機構の認証業務に関する法律施行規則（平 成 15 年総務省令第 120 号）別表に掲げる 免許証、許可証又は資格証明書等</u></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <u>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（平成 25 年 法律第 27 号）第 17 条第 1 項の個人番号カ ード</u></p>	<p>(本人確認書類)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定め る書類（以下「本人確認書類」という。）は、 次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) <u>住民基本台帳法（昭和 40 年法律第 81 号）第 30 条の 4 4 の住民基本台帳カード （写真の貼り付けられているものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に 関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）別表に掲げる免許証、許可証又は 資格証明書等</u></p> <p>(6) <省略></p>

(7) <省略>	(7) <省略>
2 <省略>	2 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（写真の貼り付けられているものに限る。以下この項において「住民基本台帳カード」という。）であって、当該住民基本台帳カードの有効期限又は当該住民基本台帳カードの所有者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時までのいずれか早い時までの間は、改正後の瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定は適用せず、本人確認書類とする住民基本台帳カードの取扱いは、なお従前の例による。